

(趣旨)

第1条 この要領は、岩手県公益認定等審議会運営規程（平成20年4月18日制定）第7条第3項の規定に基づき、岩手県公益認定等審議会（以下「審議会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、会議の開会予定時刻までに、別に定める様式による傍聴人受付簿に氏名及び住所を記入しなければならない。

2 傍聴人の人数は、場所その他の事情によって会長が定めるものとする。

3 傍聴の受付は、審理の当日受付において先着順により行うものとし、傍聴を希望する者が前項の人数に到達した場合は受付を終了するものとする。

(傍聴人の遵守事項)

第3条 傍聴人は、会議を傍聴する際は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 会議の開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。

(2) 会場において、騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。

(4) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第4条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第5条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第6条 この要領に定めのない事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成20年4月18日から施行する。